

和歌山市固定資産税納税通知書封入封緘等業務仕様書

この仕様書は、固定資産税納税通知書の印刷製本、印字及び封入封緘を委託するにあたり、個人情報の秘密保護を図るため、本委託契約書に定めるほか、個人情報の取扱いについて定めるとともに、和歌山市（以下「本市」）と本業務の受託者（以下「受託者」）の本委託業務の業務内容を定めることを目的とする。

- 1 本市が交付するデータは以下で予定しているが、必要に応じて増減するため柔軟に対応すること。なお、一部のデータは本市が導入している税系システムから出力されるが、同システムは令和9年1月にデジタル庁が提示する標準仕様に準拠した新システムへ移行される予定である。

現在、システムの検証作業を進めている段階のため、帳票及びデータ項目等の詳細な仕様は、検証作業の結果を踏まえて提供するものとする。また、データの加工が必要となる場合は受託者側にて対応を行うこと。

- (1) 固定資産税・都市計画税納税通知書（OCR）一般納付用データ
- (2) 固定資産税・都市計画税納税通知書口座振替用データ
- (3) 固定資産税・都市計画税共有者通知書データ
- (4) 固定資産税・都市計画税課税明細書データ
- (5) 固定資産税・都市計画税納付書データ
- (6) (1)～(5)それぞれの裏面用データ
- (7) フォントデータ
- (8) 固定資産税・都市計画税に関するお知らせデータ
- (9) 変更届データ
- (10) 封筒に掲載する広告データ

- 2 納税通知書の作成にあたり、「税務システム標準仕様書」に基づき業務を実施すること。なお、同標準仕様書の改版や新たな資料の追加等により内容の変更があった場合には、当該変更内容に準じて適切に対応するものとする。

なお、令和9年4月より開始予定の納税通知書の電子化対応に伴い、現在掲載している帳票レイアウトは変更となる予定である。当該変更に係るレイアウトの提供時期については、内容が判明次第すぐに提供する予定であるが、令和9年2月下旬から3月上旬頃となって全体工程が著しく逼迫するおそれがある。このため、受託者は本市と十分に協議・調整を行いながら業務を進めるとともに、遅延なく業務を遂行できる体制をあらかじめ整備しておくこと。

- 3 受託者が印刷する品名・規格及び数量は以下で想定（テスト分除く）しているが、作業時の欠損や本市が交付するデータ件数の微増等も考慮した数量を用意し、数量不足が起きないようにすること。なお、数量は余剰が発生するよう記載しているため、余剰分は本市に納品すること。別途テストで使用する帳票や封筒については受託者の負担で準備すること。

固定資産税納税通知書・課税明細書及び固定資産税納付書については、本市で印字テストを実施するため、サンプル品を提出し、本市の承認を得た後でテスト用の用紙を用意すること。（各1000セットほどで想定している。）

品 名	規 格	数 量
固定資産税納税通知書（一般用） （両面印刷）	A4, 上質紙70K, 1-1	120, 000枚
固定資産税納税通知書（口座振替用） （両面印刷）	A4, 上質紙70K, 1-1	46, 000枚
固定資産税納税通知書（共有者用） （両面印刷）	A4, 上質紙70K, 1-1	700枚
固定資産税課税明細書 （両面印刷）	A4, 上質紙70K, 1-1	210, 000枚
固定資産税課税明細書 （両面表面の印刷）	A4, 上質紙70K, 1-1	32, 000枚
固定資産税納付書（一般用） （両面印刷）	114*216, 上質紙70K, 3-1, タテミシン, コーナーカット	120, 000セット
窓あき封筒（一般用区内特別）	120*230, グラシ窓（50*95）	90, 000枚
窓あき封筒（一般用料金後納）	120*230, グラシ窓（50*95）	24, 000枚
窓あき封筒（口座振替用区内特別）	120*230, グラシ窓（50*95）	38, 000枚
窓あき封筒（口座振替用料金後納）	120*230, グラシ窓（50*95）	7, 500枚
窓あき封筒（共有者通知書区内特別）	120*230, グラシ窓（50*95）	200枚
窓あき封筒（共有者通知書料金後納）	120*230, グラシ窓（50*95）	400枚
封筒（課税明細書料金後納）	角2サイズ, グラシ窓（50*95）	17, 500枚
マチ付き封筒（課税明細書料金後納）	角2サイズ	500枚
固定資産税・都市計画税に関する お知らせ（両面印刷）	A4, 色つき, 上質紙70K, 1-1	160, 000枚
変更届（両面印刷）	170*115, 上質紙70K, 1-1	160, 000枚

カスタマバーコードについては、日本郵便株式会社に事前に品質検査を受け、適正な品質を確保すること。（封入封緘した状態で、適正に読み取れること。）また、検査結果について本市へ書面にて報告すること。

コンビニ収納バーコードについては、コンビニ収納バーコード読取テスト実施のためのテ

スト用紙（１回につき１２０セット）を固定資産税納税通知書（一般用）（テスト用紙）より準備し、本市が交付するテストデータを印字して別途納入すること。また、チェックデジットの作成等の加工作業についても受託者側にて対応を実施すること。

QRコードは以下の条件に従い、すべて読込ができる状態に印字すること。

項目	数値	条件
バージョン	6	生成ソフトの能力で、別バージョンとなることは許容
誤り訂正	M	—
QRコードの種類	モデル２	生成ソフトの能力で、モデル１となることは許容
プリンタ dpi	300dpi 以上	QRコード１辺の長さの条件を満たすよう各種条件を考慮し設定すること
セルサイズ	0.28mm 以上	同上
１セル当たりドット数	４ドット以上	同上
QRコード１辺の長さ	13.8mm 以上 18.7mm 未満（マージン込）	本市が指定する枠内に印字すること。 枠内に収まらない等の事例が発生した場合、本市の了承を得た上で、縮小を行うこと。

帳票項目定義や上記条件が、法改正等やむを得ない事情で変更された場合、QRコード等の印字及び読込が問題なく行えるよう適宜対応すること。

読込が問題なく行えるよう適宜対応すること。

窓あき封筒については、若干の寸法変更は可とするが定形郵便物におさまること。

窓あき封筒のテスト分については、本市と協議の上、レイアウトを決定するものとし、受託者は原稿を入稿し、本市の承認を得た後に作成すること。なお、封筒には広告を掲載する予定であり、広告データについては令和９年３月上旬頃に本市より提供する予定である。納品時期は同年３月下旬頃を予定し、数量及び種類については下記で想定しているが、必要に応じて本市と協議の上、調整するものとする。

○窓あき封筒の先行納品 数量・種類一覧

- ・窓あき封筒（一般用料金後納） 2, 000枚
- ・窓あき封筒（口座振替用料金後納） 1, 000枚
- ・窓あき封筒（共有者通知書料金後納） 200枚
- ・封筒（課税明細書料金後納） 500枚
- ・マチ付き封筒（課税明細書料金後納） 10枚

余剰の用紙及び窓あき封筒は本市に納入すること。その際、用紙は裁断し窓あき封筒はアドヘア加工すること。ただし、余剰数が過多となる場合は本市より一部破棄の依頼をするため、事前に本市と協議し、納品数の調整を行うこと。

テスト用紙の作成及びテスト印刷については、本市が提供するテストデータを使用して実施し、成果物を納品すること。なお、テストで使用する帳票や封筒については受託者の負担とする。また、見本のデータ（PDF等）もあわせて納品すること。

テストにより作成された成果物及びシステム仕様書・設計書等については、本市の検査を受けた上で承認を得ること。

- 4 受託者が納入する成果品の種類及び件数は以下で想定しているが、支払い方法の変更等の理由により、一般分と口座振替用分の件数に変動が生じるため、これに対応可能な体制を整えておくこと。

	品 名	工 程	件数
①	固定資産税納税通知書 （一般） 区内特別データ分 （中央郵便局搬入分）	データ印字後に3つ折りにし、一般用区内特別の封筒に封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	約110,000件 （①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥を含む）
②	固定資産税納税通知書 （一般） 区内特別データ分 （南郵便局搬入分）	①と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
③	固定資産税納税通知書 （一般） 料金後納データ分 （区内特別以外の市内、 中央郵便局搬入分）	データ印字後に3つ折りにし、一般用料金後納の封筒に封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
④	固定資産税納税通知書 （一般） 料金後納データ分 （市外かつ近畿内、中央 郵便局搬入分）	③と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑤	固定資産税納税通知書 （一般） 料金後納データ分 （近畿外、中央郵便局搬 入分）	③と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑥	固定資産税納税通知書 （一般） 料金後納データ分 （資産税課搬入分）	③と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑦	固定資産税納税通知書 （口座振替用） 区内特別データ分 （中央郵便局搬入分）	データ印字後に3つ折りにし、口座振替用区内特別の封筒に封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	約42,000件 （⑦, ⑧, ⑨,

⑧	固定資産税納税通知書 (口座振替用) 区内特別データ分 (南郵便局搬入分)	⑦と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	⑩, ⑪, ⑫を含む)
⑨	固定資産税納税通知書 (口座振替用) 料金後納データ分 (区内特別以外の市内、 中央郵便局搬入分)	データ印字後に3つ折りにし、口座振替用料金後納の封筒に封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑩	固定資産税納税通知書 (口座振替用) 料金後納データ分 (市外かつ近畿内、中央 郵便局搬入分)	⑨と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑪	固定資産税納税通知書 (口座振替用) 料金後納データ分 (近畿外、中央郵便局搬 入分)	⑨と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑫	固定資産税納税通知書 (口座振替用) 料金後納データ分 (資産税課搬入分)	⑨と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑬	共有者通知書 区内特別データ分 (中央郵便局搬入分)	データ印字後に3つ折りにし、共有者用区内特別の封筒に封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	約300件 (⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱を含む)
⑭	共有者通知書 区内特別データ分 (南郵便局搬入分)	⑬と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑮	共有者通知書 料金後納データ分 (区内特別以外の市内、 中央郵便局搬入分)	データ印字後に3つ折りにし、共有者通知書料金後納の封筒に封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑯	共有者通知書 料金後納データ分 (市外かつ近畿内、中央 郵便局搬入分)	⑮と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑰	共有者通知書 料金後納データ分 (近畿外、中央郵便局搬 入分)	⑮と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑱	共有者通知書 料金後納データ分 (資産税課搬入分)	⑮と同じ工程で封入封緘する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
⑲	固定資産税納税通知書 (課税明細書用一般分、	データ印字後に3つ折りにせず、角2サイズの封筒	約17,000件

	中央郵便局搬入)	に封入封緘し、②で作成の課税明細書も同封する (別紙参照のページは省く) こと。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	(①⑨, ②⑩, ②⑪を含む)
②⑩	固定資産税納税通知書 (課税明細書用口座分、 中央郵便局搬入)	①⑨と同じ工程で封入封緘及び同封する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
②⑪	固定資産税納税通知書 (課税明細書用共有分、 中央郵便局搬入)	①⑨と同じ工程で封入封緘及び同封する。箱の表示については専用の管理番号を記載するものとする。	
②⑫	課税明細書	データ印字後、①～②⑫の各工程で同封作業を行う。 納税通知書との紐づけは印字される専用のキー項目で行うこと。 ①～①⑧の工程での同封作業の際には3つ折りにして同封する。 複数枚の封入が発生する場合は、2枚目以降は裏面にも表面の印字を行うこと。詳細については別途本市より指示するものとする。	約242,000枚
②⑬	固定資産税納付書 (一般)	データ印字後、指定の寸法にカットの上、①～⑥、 ①⑨の各工程で同封作業を行う。 納税通知書との紐づけは印字される専用のキー項目で行うこと。 なお、令和9年4月より開始予定の納税通知書の電子化対応に伴い、一部の納付書の抜取作業が発生する可能性があるため、必要に応じて対応を実施すること。詳細については別途本市と協議の上決定するものとする。	約117,000件
②⑭	固定資産税・都市計画税 に関するお知らせ 変更届	データ印字後、全ての通知書に封入封緘する。	(各) 約155,300件
②⑮	空き家に関するお知らせ	本市が指定した日に受託者にて受け取り、全ての通知書に封入封緘する。 (規格114*216, 上質紙55K 予定)	約155,300件

納税通知書について、定形郵便(区内特別郵便を主とする)による郵送を前提としているが、多数の課税明細書を封入する場合は定形外郵便(角2封筒・マチ付き封筒)となる可能性がある。受託者は封入物の枚数及び重量が確認できる一覧表を作成した上で本市と協議し、適正な重量帯に基づき送付できるよう封入封緘すること。また、封入物が封筒に収まらない場合には、段ボール箱を用いる等、送付作業に支障が生じないよう適切に対応すること。

窓あきとなっていない封筒については、宛名シールを貼り付ける等して本市が提示した送付先へ送付できるようにすること。

本市が納入日以前に指定した納税通知書は、受託者が抜き取って別途納入するものとする。

抜き取り予定件数は約800件で、封入封緘する前の状態で納品を依頼する場合もあるため柔軟に対応すること。時期と件数については以下で想定している。

- ・ 4月上旬 (500件ほど想定)
- ・ 4月中旬～下旬 (300件ほど想定)

本市の指示のもと納税通知書の仕分け及び梱包を行うこと。仕分けについては専用の管理番号、区分（一般・口座・共有）、郵便番号（集配局の番号）、封筒のサイズ及び郵便物の重量等を基準に行うものとする。梱包については当該箱に梱包されている納税通知書の管理番号等を外部から判別できるよう、適切な表示ラベルを貼付するものとする。

誤送付・誤封入対策のための手法を講じる場合には、本市と協議の上で実行すること。

- 5 処理日程については、本市と受託者にて協議するものとする。
- 6 本市が交付するデータの収受場所は和歌山市役所資産税課とし、受託者が納入する成果品の収受場所は和歌山市役所資産税課又は本市の指示（市内の郵便局数カ所）を受けるものとする。
- 7 受託者の納入日は、令和9年5月7日頃予定（別途指定した物を除く。）とする。
- 8 本業務の実施にあたって、受託者は必要に応じて本市職員の現場視察や立会い検査を受けること。詳細については別途協議するものとする。
- 9 受託者は、本仕様書の目的を十分理解し、本市が交付するデータの保管については、和歌山市情報セキュリティポリシー、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、紛失等の事故が起こることのないよう受託者の責任のもとに厳重に管理し、次のとおり各報告書を提出すること。なお、必要に応じて個人情報に係るその他の報告を本市が求めた場合、受託者は書面にて提出すること。
 - ① 受託者は情報の適正な管理体制を整え、契約締結後速やかに情報管理体制届出書（別記様式1）を提出すること。
 - ② 受託者は、契約書に定める各条項、個人情報取扱特記事項、和歌山市情報セキュリティポリシー及びその他本市との協議内容に基づき、契約終了までに、安全管理措置等履行状況報告書（別記様式2）を提出すること。
 - ③ 受託者は情報の廃棄について、細断、焼却、電磁氣的記録媒体の物理的破壊又は電子データを復元できないように完全に消去する等の方法により確実に廃棄処分を行い、速やかに情報廃棄証明書（別記様式3）を提出すること。
- 10 本市が交付するデータの収受方法は、媒体による手渡しにて行うものとする。媒体の搬送に当たっては受託者の責任のもと、必要に応じて鍵付きのケースを用いる等して盗難及び紛失を防止するための対策を講じること。

通信によるデータの授受については、以下の条件を満たし、かつ本市の承認を得た場合に限り認めるものとする。

 - ・ LGWANネットワークを用いること。
 - ・ 通信するために必要な費用を全て受託者負担とすること。
 - ・ 通信テストを行い合格すること。
 - ・ 通信障害に備え、媒体による手渡ししが可能な体制を整備しておくこと。

上記以外の方法で収受を行う場合は、本市と受託者にて協議のうえ決定するものとするが、対応費用は受託者の負担とし、本市の承認を得ること。

- 1 1 本市が交付するデータは、CSV形式のデータとする。提供の際に、「地方公共団体情報システムにおける文字の標準化」に適合するフォントデータも併せて交付予定である。また、CSVデータのサプレス処理や小数部やカンマの編集といった加工処理については受託者側で行うこと。媒体についてはCD又はDVDを使用する。
- 1 2 本市が交付するデータの文字コードについては、「地方公共団体情報システムにおける文字の標準化」に適合するものを利用して印字を行う予定であるが、経過措置として従来の文字セットを使用する可能性があるため留意すること。用紙への印字時に文字化けがないか確認し、文字化けが発生した場合は修正の上で再度印字を行うこと。
- 1 3 本市が提示する帳票項目定義及び帳票レイアウト一覧を参照し、本業務を適切に遂行すること。帳票レイアウトについては現時点では案の段階であり、税務システム標準仕様書の改版、文言の変更や印字ズレの調整等の修正作業が入る可能性があるため、修正作業費も本契約に含めること。
- 1 4 受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議の上決定すること。また、本市が受託者独自の管理連番での問い合わせに対応できるよう、本市から提供するデータに対し、受託者独自の管理連番を挿入したデータを本市に提供すること。
- 1 5 受託者は、受託業務処理中に事故が発生したときは直ちに本市に報告するとともに、本市の指示を受けなければならない。
- 1 6 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の資格を取得していること。
- 1 7 データの収受や用紙の納入の際に車両を用いる場合について、本市にて専用の駐車場所を用意することができないため、受託者は自己の責任において適切な駐車手段（コインパーキング等）を確保し、道路交通法その他関係法令を遵守のうえ対応すること。
- 1 8 本業務の納品物等の成果品は、すべて本市の帰属とし、成果品に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を含む）は、全て本市に譲渡されるものとする。また、受託者は、本市からの貸与品及び納品物等に関し、本市の許可なく第三者に公表、貸与又は提供してはならない。
- 1 9 本市は、受託者が業務の履行をするうえで、必要な関連書類（文書又はデータ）を貸与する。貸与した書類は、本市から請求した場合及び本業務の終了時に返還又はデータの削除を義務付ける。貸与した書類は、本業務以外の目的には使用しないこと。

20 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者にて協議するものとする。

21 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

様式 1

年 月 日

和歌山市長 様

所在地
事業者名
役職・代表者 ㊟

情報管理体制届出書

次のとおり、個人情報等の重要情報資産に携わる管理責任者及び従事者を届け出ます。
契約内容を遵守し、情報の適正な管理を行います。

業務委託契約件名					
情報管理体制	情報管理責任者				
	部署名				
	電話番号				
	従事者名	所属	従事期間（開始と終了）		備考
			年 月 日 ～ 年 月 日		
			年 月 日 ～ 年 月 日		
			年 月 日 ～ 年 月 日		
			年 月 日 ～ 年 月 日		
			年 月 日 ～ 年 月 日		
	情報保管場所				
	保管方法				
	作業場所				
その他					

- ※ この届出書は、契約締結後、受託業務の開始前に、速やかに提出すること。
- ※ 上記の管理体制に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- ※ 緊急時の連絡体制を添付すること。（電話番号等の個人情報は不要）

様式 2

年 月 日

和歌山市長 様

所在地

事業者名

役職・代表者

㊞

安全管理措置等履行状況報告書

令和 年 月 日付で、和歌山市と で締結しました和歌山市固定資産税納税通知書封入封緘等業務委託契約に関し、契約書に定める各条項、個人情報取扱特記事項、和歌山市情報セキュリティポリシー及びその他和歌山市との協議内容に基づき、安全管理措置等の履行状況について、次のとおり報告します。

項 目	確 認 事 項	確認欄
1 基本的事項	契約に係る情報及び知り得た秘密等の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、情報の漏えい等の事故が発生することがないように適切に取り扱っている。	☐
2 法令等遵守	個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守している。	☐
3 安全管理措置	この契約に係る事務の管理責任者、事務に従事する者及び作業場所を限定している。	☐
	限定した事務の管理責任者、事務に従事する者及び作業場所を明確にした管理体制を整備し、委託者に届出ている。	☐
	契約に係る情報を含む記憶媒体及び印刷物は、限定した従事者以外の者が利用できないよう施錠管理している。	☐
	契約に係る情報の管理状況及び利用状況を記録している。	☐
	契約に係る情報の廃棄状況について記録している。	☐
4 教育の実施	管理責任者及び従事者に対し、契約書に定める各条項、個人情報取扱特記事項、和歌山市情報セキュリティポリシー及びその他和歌山市との協議内容に基づく情報セキュリティ対策について、遵守事項の内容を周知徹底し、その遵守に必要となる教育を行っている。	☐
5 目的外利用及び第三者への提供の禁止	契約に係る情報を当該業務の目的以外に利用及び第三者に提供していない。	☐

項 目	確 認 事 項	確認欄
6 複写及び複製の禁止	契約に係る情報を用紙又は記録媒体等に、複写又は複製していない。	☐
	委託者の指示があった場合のみ、契約に係る情報を複写又は複製している。	☐
	委託者の指示以外で、契約に係る情報を複写又は複製をする必要がある場合は、委託者の書面による承諾をあらかじめ受けている。	☐
7 持ち出しの禁止	作業場所から契約に係る情報を持ち出していない。	☐
8 再委託の禁止	事務の一部又は全部を再委託先等の第三者（子会社及びグループ会社も含む）に取り扱わせていない。	☐
	委託者の書面による承諾を得て再委託をしており、再委託先に遵守事項の規定を遵守させている。	☐
9 情報の返却・消去	委託者から渡された情報が、不要となった時点で速やかに返却し、又は委託者の指示に従い廃棄する。	☐
	委託者の指示に従い廃棄している場合は、消去したことが分かる書類を委託者に提出する。	☐
10 事故発生時の対処	個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者に対し速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備している。	☐
	セキュリティ事故が発生した場合、直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じる体制を構築している。	☐

※遵守している事項は確認欄にチェックしている

様式 3

年 月 日

和歌山市長 様

所在地

事業者名

役職・代表者



情報廃棄証明書

本業務において受領した情報は、以下のとおり弊社において廃棄したことを証明します。

業務委託契約件名			
廃棄対象情報			
実施日			
廃棄方法			
契約確定日		契約期間	
その他			

※ この証明書は情報の廃棄を実施後、速やかに提出すること。

各レイアウトサンプル

和歌山市役所資産税課

納税通知書、課税明細書、納付書の表面レイアウトについては、本契約締結後、システムベンダーから提供され次第、開示するものとします。掲載しているレイアウトは、今後変更となる場合があります。

- 1P 納税通知書（裏）
- 2P 課税明細書（裏）
- 3P 納付書（裏）（不定形）
- 4P 窓あき封筒（一般用_区内特別）
- 5P 窓あき封筒（一般用_料金後納）
- 6P 窓あき封筒（口座用_区内特別）
- 7P 窓あき封筒（口座用_料金後納）
- 8P 窓あき封筒（共有者用_区内特別）
- 9P 窓あき封筒（共有者_料金後納）
- 10P 窓あき封筒（物件多明細書用_料金後納）（表）
- 11P 窓あき封筒（物件多明細書用_料金後納）（裏）
- 12P 固定資産税・都市計画税に関するお知らせ（表）
- 13P 固定資産税・都市計画税に関するお知らせ（裏）
- 14P 変更届新様式（表）
- 15P 変更届新様式（裏）

1. 固定資産税・都市計画税の賦課の根拠等について

この税金は、地方税法第 342 条、第 343 条、第 702 条並びに和歌山市税条例第 52 条及び第 131 条の規定に基づき、和歌山市に所在する土地・家屋・償却資産に対し賦課期日（当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日）現在の所有者又は所有者とみなされる方をその年度の納税義務者として賦課されたものです。税額が決定されるまでは次のとおりです。



この納税通知書に記載された課税標準額は、固定資産課税台帳に登録した価格によります。ただし、課税標準の軽減措置や土地に対する負担調整措置などの適用がある場合には、それらの規定に基づいて計算されたものが、課税標準額となります。

【免税点】
同一所有者に課税される固定資産税の課税標準額の合計が、土地にあっては 30 万円、家屋にあっては 30 万円、償却資産にあっては 180 万円に満たない場合は、固定資産税が課税されません。（※令和 8 年度以前は、土地にあっては 30 万円、家屋にあっては 20 万円、償却資産にあっては 150 万円に満たない場合となります。）

【税率】
固定資産税は 100 分の 1.4、都市計画税は 100 分の 0.3 です。

【納期限】
表面の納税通知書に記載のとおりです。

【延滞金】
納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（これらの金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はこれらの金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、次の表の左欄に掲げる納付又は納入の日までの期間の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）です。この場合における年当たりの割合は、閏年（じゅんねん）の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

納付又は納入の日までの期間	各年の延滞金特例基準割合が年 7.3 パーセントの割合以上である場合における割合	各年の延滞金特例基準割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合における割合
納期限の翌日から 1 月を経過する日まで	年 7.3 パーセント	延滞金特例基準割合の割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 （当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）
納期限の翌日から 1 月を経過した日以降	年 14.6 パーセント	延滞金特例基準割合の割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合

【備考】
この表において「延滞金特例基準割合」とは、平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいいます。

【税額の端数処理】
固定資産税・都市計画税それぞれの課税標準額の合計については 1,000 円未満の端数を切り捨てその課税標準額に税率を乗じてそれぞれの税額を決定しますが、その税額については 100 円単位となるよう各税額ごとに切り捨てを行います。

【年税額 4,000 円未満の納付】
固定資産税・都市計画税の合計が 4,000 円未満の場合には第 1 期の納期において一括納付となります。

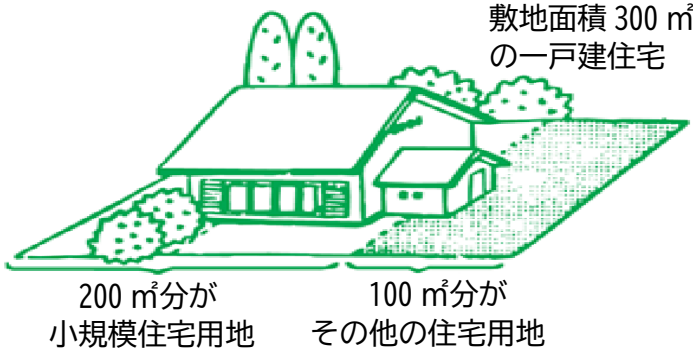
2. 住宅用地に対する課税標準の特例について

住宅用地については、その税負担の軽減を図るため課税標準の特例措置が設けられています。
（住宅用地とは、専用住宅の敷地として利用されている土地と、併用住宅のうち居住部分が 4 分の 1 以上の家屋の敷地として利用されている土地のことで、次の二種類があります。ただし、住宅用地として認められるのは、家屋の住宅部分の床面積の 10 倍までです。）
1 小規模住宅用地 200 ㎡以下の住宅用地（200 ㎡をこえる場合は、住宅 1 戸あたり 200 ㎡までの部分）
2 その他の住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地

特例措置については、それらの土地の全部もしくは一部について適用されます。

【特例措置の内容】

固定資産税		都市計画税	
小規模住宅用地	その他の住宅用地	小規模住宅用地	その他の住宅用地
課税標準となるべき 価格の 6 分の 1	課税標準となるべき 価格の 3 分の 1	課税標準となるべき 価格の 3 分の 1	課税標準となるべき 価格の 3 分の 2



3. 申告等について

【住宅用地の申告について】
賦課期日（1 月 1 日）までに宅地の利用状況（土地用途）を変更される場合は、1 月 20 日までに市税条例第 59 条の 2 に基づき申告する必要があります。
【私有道路について】
私有地の一部又は全部を道路として利用している場合、基準に適合するものについては、その道路部分の固定資産税及び都市計画税が減額となりますので、納期限までに申請してください。（納期限以後は翌年度処理）
【現所有者等の届出】
登記名義人が死亡しており現に資産を所有している方及び未登記家屋の所有権の異動のあった方は、所定の届出書に、必要な場合には添付書類を添えて、届出してください。
【納税管理人】
納税義務者で、和歌山市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有しない方又は市外に転出される方は、固定資産税の納付に支障がない場合を除き、納税に関する一切の事項を処理又は委任できる方を市内（市外）に居住する者のうちから納税管理人として定め申告（申請）してください。

【審査請求等】
納税通知書に記載された事項（固定資産評価審査委員会に審査の申出ができる固定資産課税台帳に登録された価格に係るものは除かれます。）について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に和歌山市を被告として（和歌山市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【固定資産評価審査委員会への審査の申出について】
●基準年度※の場合
価格（評価額）に不服がある場合には、和歌山市長が固定資産の価格（評価額）等を固定資産課税台帳に登録したことを公示した日から固定資産税の納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、固定資産評価審査委員会へ審査の申出ができます。
●基準年度※以外の場合
以下の場合を除き、審査の申出をすることができません。
・土地・・・地価の下落に伴う価格の修正について又は前年中に分・合筆、地目の変換等があった場合
・家屋・・・前年中に新・増改築等があった場合
※基準年度とは、3 年に一度の評価替えの年度です。詳細については別紙「固定資産税・都市計画税に関するお知らせ」をご確認ください。

課税明細書の見方

【各欄の説明】

区 分	土地・家屋・共土（共用土地の省略表記、マンション敷地などを指す）の区分を表示します。
土地又は家屋の所在地	当該資産の所在地です。※住居表示の住所とは異なります。
登記地目又は種類・用途	土地については登記簿上の地目を、家屋については種類・用途を表示します。
現況地目又は構造	賦課期日現在の土地については現況（課税）地目を、家屋については構造を表示します。 ※「登記地目又は種類・用途」と異なる場合があります。
家屋番号又は共用土地の持分割合	登記簿上の家屋番号を表示します。未登記家屋の場合は「未登記家屋」と表示されます。共用土地については持分割合を表記しています。
登記地積又は床面積	登記簿上の、土地の地積又は家屋の床面積を表示します。未登記家屋の場合は 0.00 と表示されます。
現況地積又は床面積	課税台帳上の、土地の地積又は家屋の床面積を表示します。なお、登記簿上と課税台帳上の数値は異なる場合があります。 ※マンションなどの区分所有家屋は、階段などの共用部分が含まれるため登記簿の床面積と異なる場合があります。
非課税地積又は床面積	非課税となる部分の土地の地積又は家屋の床面積を表示します。
建 築 年	家屋の建築された年を表示しています。建築年が不詳の場合は「不詳年」と表示されます。
評 価 額	賦課期日現在における価格です。
課税標準額	本年度固定資産税及び都市計画税課税の基礎となる価額です。（都市計画税は、原則として市街化区域内の物件が対象となります。）
軽減税額	新築住宅などによる軽減を受けている税額を表示します。
地 積	上段が小規模住宅用地、中段が一般住宅用地、下段が非住宅用地の地積です。
本則課税標準額	本年度の「課税標準額」を算出するための基礎数値の一つで、原則的な基準額です。
減免税額	公共事業などによる減免を受けている税額を表示します。
負担水準	土地の前年度課税標準額が本年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。
前年度課税標準額 又は比準課税標準額	本年度の「課税標準額」を算出するための基礎数値の一つです。土地について、前年に地目の変換等があった場合は、比準課税標準額（前年度も本年度と同じ状況であったとした場合の課税標準額）を表示します。
相当税額	物件毎に算出した税額で、次のように計算をしています。 課税標準額×税率（固定資産税 1.4%、都市計画税 0.3%）＝相当税額（円未満切捨） （減免が適用されている場合、減免税額を差し引いた税額を表示します。）

〈ご注意〉 ○この用紙は機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 ○納期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、バーコードが印字されていないもの（金額が 30 万円を超えるもの）、バーコードの読取りができないものはコンビニエンスストアでお取扱いできません。 ○スマートフォン決済アプリ（QRコード読取り）は各アプリ事業者で利用限度額が異なります。 ○納税方法により手数料が発生する場合がありますので納付する際はご注意ください。 ○この領収済通知書を利用したコンビニエンスストア等での代金の受領はすなわち事業者の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い本領収証書を受け取った時点で、事業者に対する債務が履行済みとなります。 ○領収証書は大切に保管して下さい。 ○納付書指定期限後に納付された場合、別途延滞金を徴収することがあります。 <u>○領収証書が必要な方は、金融機関窓口またはコンビニエンスストアでの納付をお願いします。</u> ○収納票のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。 〈お問合せ先〉 課税に関する内容 資産税課 073-435-1037 納税に関する内容 納税課 073-435-1038	〈納付場所・方法〉 ○全国の地方税統一QRコード対応金融機関 ○上記以外の和歌山市収納代理金融機関（本支店及び出張所） なごさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内の支店に限ります。） ○コンビニエンスストア MMK設置店、生活彩家、スリーエイト、セイコーマート、セブン-イレブン、タイイー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、 ローソン、ローソンスストア100 コンビニエンスストアの店頭では、原則としてスマートフォン決済アプリを利用したお支払いはできません。 （注）上記の名称については、合併等により変更される場合があります。 また、全国の地方税統一QRコード対応金融機関と上記以外の和歌山市収納代理金融機関は重複する場合があります。 ★QRコード・e L 番号を利用する場合の納付場所・方法 ○e L お支払サイト ○スマートフォン決済アプリ（QRコード読取り） 詳しくは和歌山市ホームページをご確認ください。 URL：https://www.city.wakayama.wakayama.jp/ <u>ページ番号：1046233</u> *QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。	
--	--	--

スマートフォン決済アプリで納付できる期間は納付書に記載してある納期限までとなります。）
スマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。

資産税課・納税課にご用の場合は、同封の納税通知書をご持参ください。



郵便区内特別



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所
財政局税務部資産税課

お問合せは、裏面の各連絡先をお願いします。

折り曲げないでください

毎週木曜日（休日は除く）午後7時迄、窓口業務を延長しています。ご利用ください。

・本書及び納付済の領収証書は、税額更正等に必要な場合がありますので、紛失しないよう大切に保管してください。

市税の納付は便利な口座振替（自動払込）をご利用ください。

○ 納付及び口座振替（自動払込）に関する場合
納税課 直通 073-435-1038

○ 納税名義人、通知書及び償却資産に関する場合
直通 073-435-1037

○ 家屋に関する場合
直通 073-435-1210

○ 土地に関する場合
直通 073-435-1209

(2) 固定資産税の対象となる資産
土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人
家屋	建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
土地	土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

(1) 固定資産税を納める人（納税義務者）
固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金です。

固定資産税とは

広告

スマートフォン決済アプリで納付できる期間は納付書に記載してある納期限までとなります。）
スマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。

資産税課・納税課にご用の場合は、同封の納税通知書をご持参ください。



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所
財政局税務部資産税課

お問合せは、裏面の各連絡先をお願いします。

折り曲げないでください

毎週木曜日（休日は除く）午後7時迄、窓口業務を延長しています。ご利用ください。

・本書及び納付済の領収証書は、税額更正等に必要場合がありますので、紛失しないよう大切に保管してください。

市税の納付は便利な口座振替（自動払込）をご利用ください。

○ 納付及び口座振替（自動払込）に関する場合
納税課 直通 073-435-1038

○ 納税名義人、通知書及び償却資産に関する場合
直通 073-435-1037

○ 家屋に関する場合
直通 073-435-1210

○ 土地に関する場合
直通 073-435-1209

○ 土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

(2) 固定資産税の対象となる資産

償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人
家屋	建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
土地	土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

(1) 固定資産税を納める人（納税義務者）
固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金です。

固定資産税とは

広告

資産税課・納税課にご用の場合は、
同封の納税通知書をご持参ください。



郵便区内特別



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所
財政局税務部資産税課

お問合せは、裏面の各連絡先をお願いします。

折り曲げないでください

毎週木曜日（休日は除く）午後7時迄、窓口業務を延長しています。ご利用ください。
・本書及び納付済の領収証書は、税額更正等に必要場合がありますので、紛失しないよう大切に保管してください。

広告

- 納付及び口座振替（自動払込）に関する場合
納税課 直通 073-435-1038
 - 納税名義人、通知書及び償却資産に関する場合
直通 073-435-1037
 - 家屋に関する場合
直通 073-435-1210
 - 土地に関する場合
直通 073-435-1209
 - 土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。
- (2) 固定資産税の対象となる資産
- | | |
|------|------------------------------------|
| 償却資産 | 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人 |
| 家屋 | 建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
| 土地 | 土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
- (1) 固定資産税を納める人（納税義務者）
固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。
（土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人）
（建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人）
（償却資産課税台帳に所有者として登録されている人）
とに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金です。
- 固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金です。

固定資産税とは

資産税課・納税課にご用の場合は、
同封の納税通知書をご持参ください。



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所
財政局税務部資産税課

お問合せは、裏面の各連絡先をお願いします。

折り曲げないでください

毎週木曜日（休日は除く）午後7時迄、窓口業務を延長しています。ご利用ください。
・本書及び納付済の領収証書は、税額更正等に必要場合がありますので、紛失しないよう大切に保管してください。

広告

- 納付及び口座振替（自動払込）に関する場合
納税課 直通 073-435-1038
 - 納税名義人、通知書及び償却資産に関する場合
直通 073-435-1037
 - 家屋に関する場合
直通 073-435-1210
 - 土地に関する場合
直通 073-435-1209
 - 土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。
- (2) 固定資産税の対象となる資産
- | | |
|------|------------------------------------|
| 償却資産 | 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人 |
| 家屋 | 建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
| 土地 | 土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
- (1) 固定資産税を納める人（納税義務者）
固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。
（土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金です。

固定資産税とは

資産税課・納税課にご用の場合は、
同封の納税通知書をご持参ください。



郵便区内特別



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所
財政局税務部資産税課

お問合せは、裏面の各連絡先をお願いします。

折り曲げないでください

毎週木曜日（休日は除く）午後7時迄、窓口業務を延長しています。ご利用ください。
・本書及び納付済の領収証書は、税額更正等に必要場合がありますので、紛失しないよう大切に保管してください。

広告

- 納付及び口座振替（自動払込）に関する場合
納税課 直通 073-435-1038
 - 納税名義人、通知書及び償却資産に関する場合
直通 073-435-1037
 - 家屋に関する場合
直通 073-435-1210
 - 土地に関する場合
直通 073-435-1209
 - 土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。
- (2) 固定資産税の対象となる資産
- | | |
|------|------------------------------------|
| 償却資産 | 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人 |
| 家屋 | 建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
| 土地 | 土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
- (1) 固定資産税を納める人（納税義務者）
固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。
（「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金です。
- 固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称

固定資産税とは

資産税課・納税課にご用の場合は、
同封の納税通知書をご持参ください。



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所
財政局税務部資産税課

お問合せは、裏面の各連絡先をお願いします。

折り曲げないでください

毎週木曜日（休日は除く）午後7時迄、窓口業務を延長しています。ご利用ください。
・本書及び納付済の領収証書は、税額更正等に必要場合がありますので、紛失しないよう大切に保管してください。

広告

- 納付及び口座振替（自動払込）に関する場合
納税課 直通 073-435-1038
 - 納税名義人、通知書及び償却資産に関する場合
直通 073-435-1037
 - 家屋に関する場合
直通 073-435-1210
 - 土地に関する場合
直通 073-435-1209
 - 土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。
- (2) 固定資産税の対象となる資産
- | | |
|------|------------------------------------|
| 償却資産 | 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人 |
| 家屋 | 建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
| 土地 | 土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
- (1) 固定資産税を納める人（納税義務者）
固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。
（「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金です。
- 固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称

固定資産税とは

スマートフォン決済アプリで納付できる期間は納付書に記載してある納期限までとなります。
スマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。

資産税課・納税課にご用の場合は、同封の納税通知書をご持参ください。



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所

財政局税務部資産税課

お問合せは、裏面の各連絡先をお願いします。

毎週木曜日（休日は除く）午後7時迄、窓口業務を延長しています。ご利用ください。
・本書及び納付済の領収証書は、税額更正等に必要場合がありますので、紛失しないよう大切に保管してください。

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金です。

- (1) 固定資産税を納める人（納税義務者）
固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。

土 地	土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家 屋	建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

- (2) 固定資産税の対象となる資産
土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。
- 土地に関する場合
直通 073-435-1209
 - 家屋に関する場合
直通 073-435-1210
 - 納税名義人、通知書及び償却資産に関する場合
直通 073-435-1037
 - 納付及び口座振替(自動払込)に関する場合
納税課 直通 073-435-1038

広告

固定資産税・都市計画税に関するお知らせ

1. 資産税課からのお知らせ

【評価替えについて】

土地や家屋の価格は、3年ごとの基準年度（例：平成30年度、令和3年度、令和6年度）に評価替えを行い、その決定価格を評価額として固定資産課税台帳に登録します。この評価額は原則として、土地の地目の変換や家屋の増改築などの場合を除き、3年間（次の基準年度まで）据え置かれます。ただし、土地については、地価の下落の著しい地域で、基準年度以外の年度でも価格を下落修正することがあります。償却資産は、毎年評価してその価格を固定資産課税台帳に登録します。

【年の途中で土地・家屋を売買した場合について】

固定資産税は、地方税法の規定により、賦課期日※現在に登録簿等で所有者とされている方に毎年課されるものであり、物件の所有期間を基準に課されるものではありません。このため、賦課期日※以降に相続、売買、贈与等で所有権移転した場合でも、税額の月割り等はできません。

【私道にかかる固定資産税等の減額措置について】

賦課期日※現在、土地の一部又は全部について、道路後退（セットバック）等で公衆用道路としての使用、または、所有者の異なる2筆以上の土地及び2戸以上の住宅の進入路としての使用等、基準に適合する場合は、第1期納期限までの申請により固定資産税及び都市計画税の減額措置が適用されます（第1期納期限以後の申請は翌年度から適用。）なお、申請の際は、原則として道路部分の面積が明記されている資料（土地家屋調査士又は測量士が作成した測量図等）が必要です。

【住宅の建て替えについて】

既存の住宅に代えて、新たに住宅を建築する場合、賦課期日※時点で建築途中等、住宅が家屋として課税できる状態でなくても、一定の要件を満たす土地は、所有者の申告に基づき住宅用地として取り扱うことができます。

一定の要件とは、賦課期日※において住宅の基礎工事に着手しており、原則として所有者が同じであること、また、翌年の賦課期日※までに住宅が完成すること等です。

【家屋の取り壊し・用途変更について】

家屋の取り壊し・用途変更を行った場合はご連絡ください。特に、店舗・倉庫等を改装し、住宅として使用を開始した場合は、調査のうえ、翌年度から土地の住宅用地に対する特例を適用できる場合があります。

【住宅の改修工事に伴う固定資産税（家屋）の減額措置について】

次のいずれかの改修工事を行った住宅は、固定資産税額が減額される場合がありますので、必要書類を添付のうえ、申告してください。なお、**改修工事が完了した日から3か月以内に申告書の提出がされた場合に限り**、減額措置の適用となるためご注意ください。

①耐震改修工事 ②バリアフリー改修工事 ③省エネ改修工事（窓を含む断熱改修工事）

【未登記家屋の所有者変更について】

法務局に登録されていない家屋（未登記家屋）について、売買等で所有権移転した場合は、「家屋補充課税台帳名義人変更届」を提出してください。登記している家屋は、所有権移転登記をすると法務局からの通知で所有者を変更できますが、未登記家屋は市役所に変更届を提出しなければ所有者の変更ができません。そのため、賦課期日※において未提出の場合は、その年度の税金が課税されますのでご注意ください。

【現所有者の申告について】

納税義務者が亡くなった場合、和歌山市税条例第59条の3の規定により『被相続人が所有する固定資産に対する現所有者申告書』での申告が必要となります。その申告により翌年度以降の納税義務者が変更されます。被相続人の同一世帯者もしくは死亡届出人宛に届く申告書をご提出ください。市外在住者が亡くなっている場合や、申告書が届かない場合はご連絡ください。

【固定資産証明書の交付について】

和歌山市役所税証明交付窓口及び各サービスセンターでは固定資産課税台帳（補充課税台帳）登録事項証明書の交付申請ができます。（名寄帳については、和歌山市役所資産税課でのみ交付申請できます。）証明書には、公課証明・評価証明などがあり、交付申請は原則として窓口備えつけの「税証明交付申請書」に記入して申請します。申請にあたっての主な注意事項は次のとおりです。

- ①法人所有物件の証明交付申請を行う場合、法務局に届出された代表者印の押印が必要となります。
- ②個人所有物件の証明交付申請で、その所有者本人が来庁され申請人となる場合には、来庁者の本人確認ができる書類の提出が必要となります。
- ③所有者が死亡している場合、その相続権者が証明交付申請を行うことができます。この場合、相続権者の本人確認のほか、相続権の有無が確認できる戸籍謄本等が必要となります。
- ④証明交付申請を代行する方が来庁される場合には、来庁者の本人確認ができる書類及び上記①②③の申請者が来庁者に委任する委任事項が明記された委任状の提出と、①②③それぞれに応じた確認書類の提出が必要となります。

【変更届について】

固定資産税・都市計画税の物件明細書をご覧になって、すでに土地の利用状況が異なる場合、また家屋の新築・増築・滅失等の異動があった場合、右記の記入例の要領で同封している変更届に必要な事項を記入しご返送ください。また、この納税通知書の送付先住所の変更があった場合も新送付先と変更理由をご記入のうえご返送くだされば、翌年度から変更いたします。

- 〈注意事項〉
- この届で所有者の変更はできません。
 - 固定資産を複数の方で所有されている場合は共有者全員が納税義務者（連帯納税義務）になりますが、課税台帳の登録は「代表者名＋外の共有者人数」となり、納税通知書等も代表者に送付しています。代表者について特に申し出がない場合、おおむね次の優先順位で代表者を決めさせていただいております。
 - ①持分が多い方 ②和歌山市内に住所等を有する方 ③登記登載順
 - 納税義務者とは別の方を納税管理人として定める場合や変更（解除）する場合、共有固定資産の代表納税義務者を変更する場合は、それぞれ別途届出が必要になります。また、未登記家屋の所有者変更につきましては家屋補充課税台帳名義人変更届の届出が必要になります。
 - 当該年度の初日の属する年の1月1日現在の所有者の方に固定資産税・都市計画税が賦課されます。したがって、年度中に物件の異動があっても税額の月割り等はできません。

※賦課期日とは、課税の基準日で【当該年度の初日の属する年の1月1日】です

変更届の記入例

所在地	物件の異動内容・その他	異動のあった年月日
七番丁23	駐車場から住宅用地に変更	令和〇年〇月〇日
七番丁101	取りこわし	令和〇年〇月〇日

2. 納税課からのお知らせ

【固定資産税・都市計画税の納付場所・方法について】

全国の地方税統一 QR コード対応金融機関											
上記以外の和歌山市収納代理金融機関（本支店及び出張所） なぎさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内の支店に限ります。）											
コンビニエンスストア											
M	M	K	設	置	店	生	活	彩	花	ス	リ
ミ	ニ	ス	ト	ツ	プ	セ	イ	コ	ー	マ	ー
タ		イ		エ	ー	デ	イ	リ	ー	ヤ	マ
ハ	セ	ガ	ワ	ス	ト	ア	ハ	マ	ナ	ス	ク
ポ			プ			ラ	ヤ	マ	ザ	キ	デ
ロ	ー			ソ	ン	ロ	ー	ソ	ン	ス	ト

上記の名称については、合併等により変更される場合があります。また、全国の地方税統一 QR コード対応金融機関と上記以外の和歌山市収納代理金融機関は重複する場合があります。
QR コード・eL 番号を利用する場合の納付方法については、和歌山市ホームページをご覧ください。（QR コードは、株式会社デンソーウェブの登録商品です。）

QR 印字

QR コード・eL 番号での納付
ページ番号：1046494

和歌山市ホームページ URL：https://www.city.wakayama.wakayama.jp/ ページ番号：1046233

【口座振替の利用について】

- 〈申込方法〉
- 取扱金融機関の窓口での申込みの場合**
振替を希望される金融機関の窓口で、申込手続きをしてください。
口座振替依頼書は、和歌山市内の取扱金融機関の窓口にございます。次のものを持参して、お手続きをお願いします。
①口座番号のわかるもの（預貯金通帳やキャッシュカードなど） ②通帳の届出印 ③通知書番号のわかるもの（納税通知書や納付書など）
和歌山市外の方につきましては口座振替依頼書を送付しますので納税課までご連絡ください。
 - WEB での申込みの場合**
口座振替の WEB での申込みができるようになりました。以下の①・②に該当する口座が対象になります。
①紀陽銀行、南都銀行、池田泉州銀行、三十三銀行の口座 ②普通預金でキャッシュカードをお持ちの個人名義の口座
（納税義務者名義以外の預貯金口座からでも口座振替できます。）

QR 印字

口座振替の WEB 申込み
ページ番号：1055826

QR 印字

口座振替全般の内容
ページ番号：1055825

- 〈注意事項〉
- 口座振替日は、納期の末日です。口座振替不能分の再振替はできませんので、預貯金残高を確認してください。
 - 口座振替不能の場合は、振替日の1～2週間後に納付書を送付しますので、取扱期限までに納付してください。
 - 「全期」の振替ができなかった場合は、その年度の第2～4期は「期別」での振替となります。第1期は、別途送付される納付書で納付してください。翌年度からは「全期」の口座振替に戻ります。
 - 「全期」での振替完了後に第2期以降で税額が増えた場合、増額分は「期別」での振替となります。
 - 随時課税分は口座振替できませんので、その都度納付書で納めてください。
 - 口座振替申込税目で過誤納が発生した場合は、自動的に口座に振り込みます。
 - 口座振替日から約10日間（休業日を除く。）は、市役所では振替の確認ができません。この期間中に納税証明書等を申請される場合は、振替の事実が確認できる通帳を持参してください。
 - 固定資産税・都市計画税において、**現所有者申告・相続登記・共有者の変更・共有者の持分比率の変更を行うと、翌年度の口座振替は継続となりません。**引き続き口座振替を希望される場合は、新しく申込みが必要です。
 - 振替の廃止または振替方法を変更する場合は、現在振替している金融機関へ口座振替依頼書をご提出ください。金融機関を変更する場合は、新たに振替を希望する金融機関へ口座振替依頼書をご提出ください。

〈取扱金融機関〉

※金融機関等の合併により、機関名称が変更される場合があります。

全国の本支店で取扱いの金融機関			和歌山市内のみ取扱いの金融機関	
みずほ銀行 りそな銀行 紀陽銀行 三十三銀行 池田泉州銀行	三菱UFJ銀行	南都銀行 ゆうちょ銀行	近畿産業信用組合	
	関西みらい銀行		ミレ信用組合	
	きのくに信用金庫		和歌山県信用農業協同組合連合会	
	近畿労働金庫		和歌山県内のみ取扱いの金融機関	
	三井住友銀行		和歌山県農業協同組合	
			なぎさ信用漁業協同組合連合会	

振替日が休業日の場合は翌営業日となります

〈申込期限〉

	申 込 期 限	振 替 日
第2期	6 月 末 日	7 月 末 日
第3期	1 0 月 末 日	1 1 月 末 日
第4期	1 2 月 末 日	翌年1月末日
翌年度	翌年3月末日	翌年5月末日

- 前年中に現所有者申告・相続登記・共有者の変更・共有者の持分比率の変更を行うと、翌年度の口座振替は継続となりません。引き続き口座振替を希望される場合は、新しく申込みが必要です。
- 申込期限までに納税課で受付を完了する必要がありますので、お早めにお申し込みください。

【口座振替の停止について】

振替口座が利用できなくなった場合（口座を解約した、口座名義人が亡くなられた等の場合）は、納税課までご連絡ください。

3. 法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。同日より前に発生した相続も義務化の対象となりますのでご注意ください。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。和歌山地方法務局登記部門（Tel 073-422-5131）にお問い合わせください。

変 更 届

所 在 地	左記物件の異動内容・その他	異動のあった年月日

※納税義務者が亡くなっている場合は、こちらの変更届ではなく【現所有者申告】が必要です。
納税義務者が市内在住の場合は、後日申告書を同世帯の方もしくは死亡届出人宛に送付いたします。
納税義務者が市外在住の場合は、申告書を送付させていただきますので、資産税課までご連絡ください。

納税義務者氏名	通知書番号
---------	-------

※納税義務者氏名 及び 通知書番号は、納税通知書の表紙に記載のものをご記入ください

令和 年 月 日

旧送付先住所 _____

新送付先住所 _____

連絡先
氏名：

電話番号：

変更理由 1. 転居 2. 住民票住所と別に送付先設定 3. 送付先解除 4. その他 ()
(いずれかに○をつけてください)

※翌年度以降の固定資産税・都市計画税納税通知書の送付先変更につきましては、当該年1月31日までにご提出ください。

提出期限を過ぎると発送に間に合わない可能性がありますので、万一期限が過ぎれば、資産税課までご連絡ください。

640-8701

料金受取人拉郵便

承 認
新加坡中央郵政局

1357

差出有効期間
令和9年4月
30日まで
(切手不要)

和歌山市七番丁 23

和歌山市役所

財政局稅務部

資產稅課
行



業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市固定資産税納税通知書封入封緘等業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は固定資産税納税通知書封入封緘等業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日から令和9年7月30日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係わる損害金等)

第11条 甲は、乙の責めに帰する理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲が定める方式により甲に通知し、検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査の結果、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了後、甲に通知して再検査を受けなければならない。

3 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 第22条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないとき

は、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行なった場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じて、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(乙の不完全履行責任)

第19条 甲は、第12条の規定による検査後であっても、乙が不完全な履行を行なった場合には、乙に補修させることができる。

2 甲は、前項の補修に代え、又はその補修とともに損害賠償を乙に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「重要情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して重要情報資産（公文書に記載された情報又は情報を管理する情報システム）の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第24条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾崎 太郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。